明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報
編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○大学設置基準の一部を改正する省令（文部科学二四）　一
○専門職大学院設置基準の一部を改正する省令（同二五）　二
〔告　示〕
○日本国に帰化を許可する件（法務一五六）　二
○大学設置基準別表第一イ(1)備考第十一号の規定に基づき教員養成に関する学部に係る基幹教員について定める件（文部科学四九）　三
○木質ペレット燃料の日本農林規格を制定する件（農林水産七四一）　三
○農林水産大臣が定める国際標準化機構及び国際電気標準会議が定めた認証を行う機関又は試験所に関する基準の一部を改正する件（同七四二）　三
○木質ペレット燃料の格付の表示の様式及び表示の方法を制定する件（同七四三）　三
○木質ペレット燃料についての検査方法を制定する件（同七四四）　三
○木質ペレット燃料についての取扱業者の認証の技術的基準を制定する件（同七四五）　三
○農林水産大臣が定める農林物資の種類又は農林物資の取扱い等の方法の区分ごとの認証事項の確認を行う期間の一部を改正する件（同七四六）　三
○高速自動車国道に関する件（国土交通五九六）　三
○航路標識に関する件（海上保安庁二三、二四）　三
○海上における射撃訓練を実施する件（防衛一一五～一一七）　三
〔国会事項〕　三
〔人事異動〕　三
人事院　厚生労働省　最高裁判所　三
〔叙位・叙勲〕　三
〔皇室事項〕　三
〔官庁報告〕　三
国家試験　三
令和五年度技術士第二次試験の試験会場（文部科学省）　三
〔公　告〕　三
諸事項　三
官庁　三
有権者申出方関係　三
裁判所　三
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生関係　三
会社その他　三

省令

○文部科学省令第二十四号

学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第三条の規定に基づき、大学設置基準の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年六月十五日　文部科学大臣　永岡　桂子

大学設置基準の一部を改正する省令

大学設置基準（昭和三十一年文部省令第二十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
別表第一　学部の種類及び規模に応じ定める基幹教員数（第十条関係） イ　医学又は歯学に関する学部以外の学部に係る基幹教員数 (1)　専門職学科以外の学科に係るもの ［表略］ 備考 一～十　［略］ 十一　この表に掲げる学部以外の学部に係る基幹教員数については、当該学部に類似するこの表に掲げる学部の例によるものとする。ただし、教員養成に関する学部については、免許状の種類に応じ、教育職員免許法（昭和二十四年法律第百四十七号）及び教育職員免許法施行規則（昭和二十九年文部省令第二十六号）に規定する教科及び教職に関する科目の所要単位を修得させるのに必要な教員を置くものとするほか、基幹教員のうちには、文部科学大臣が別に定めるところにより、専攻分野における実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する者を含むものとする。 十二　［略］	**別表第一**　学部の種類及び規模に応じ定める基幹教員数（第十条関係） イ　医学又は歯学に関する学部以外の学部に係る基幹教員数 (1)　専門職学科以外の学科に係るもの ［同上］ 備考 一～十　［同上］ 十一　この表に掲げる学部以外の学部に係る基幹教員数については、当該学部に類似するこの表に掲げる学部の例によるものとする。ただし、教員養成に関する学部については、免許状の種類に応じ、教育職員免許法（昭和二十四年法律第百四十七号）及び教育職員免許法施行規則（昭和二十九年文部省令第二十六号）に規定する教科及び教職に関する科目の所要単位を修得させるのに必要な教員を置くものとするほか、この表によることが適当でない場合については、別に定める(2)の表において同じ。）。 十二　［同上］